宮城県地域防災計画［風水害等災害対策編］新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
※防災基本計画の修正を踏まえ、宮城県地域防災計画風水害等災害対策編における「防ぎょ」の表記は、全て「防御」と修正します。個別に新旧対照表は作成しませんが、今回の他の修正に関わる箇所については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、地震災害対策編も同様です。津波災害対策編は「防ぎょ」の記載なし。） ※表の最左列に記載の頁数は、修正前の計画における頁数を示します。			
	第２章　災害予防対策	**第２章　災害予防対策**	
4	第１節　風水害等に強い県土づくり 第１　風水害等に強いまちづくり １　風水害等に強いまちの形成 （略） 国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機になるよう、分かりやすい水害リスク　の提供に努める。 ２　災害危険区域の指定等 （略） 市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては　、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ３～５　（略）	第１節　風水害等に強い県土づくり 第１　風水害等に強いまちづくり １　風水害等に強いまちの形成 （略） 国、県及び市町村は、溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機になるよう、分かりやすい水害リスク情報の提供に努める。 ２　災害危険区域の指定等 （略） 市町村は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成及び防災まちづくりの推進に当たっては立地適正化計画において、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定し、　ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ３～５　（略）	➢　防災基本計画の修正
13	第２　水害予防対策 １～19　（略） （新設） 20　超過洪水対策 （略）	第２　水害予防対策 １～19　（略） 20　国（国土交通省・気象庁）・都道府県共同での高潮の予報・警報 国（国土交通省・気象庁）と県は共同して、高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 21　超過洪水対策 （略）	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
14	第３　高潮、波浪等災害予防対策 １～４　（略） ５　高潮浸水想定区域の指定 県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 （新設） ６　応急資機材の整備等 （略）	第３　高潮、波浪等災害予防対策 １～４　（略） ５　高潮浸水想定区域の指定 県は 、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。 ６　河川管理者等による都道府県知事等への氾濫に係る通報 河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第24条の２に基づき、直ちにその状況を県知事等に通報するものとする。通報を受けた県知事は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。 ７　応急資機材の整備等 （略）	➢　水位周知海岸未指定のため ➢　防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画［**風水害等災害対策編**］新旧対照表

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
16	第４　土砂災害予防対策 １・２　（略） ３　土砂災害防止対策の推進 （略） （１）　（略） （２）　土砂災害防止のための啓発活動 （略） ア・イ　（略） ウ　土砂災害対策推進連絡会 （略） 委員：東日本旅客鉄道（株）東北本部仙台土木設備技術センター所長 （３）　市町村の役割 （略） ア　市町村地域防災計画において定める事項 （ア）　雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	第４　土砂災害予防対策 １・２　（略） ３　土砂災害防止対策の推進 （略） （１）　（略） （２）　土砂災害防止のための啓発活動 （略） ア・イ　（略） ウ　土砂災害対策推進連絡会 （略） 委員：東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部設備部長 （３）　市町村の役割 （略） ア　市町村地域防災計画において定める事項 （ア）　雨量情報、レベル４土砂災害危険警報、土砂キキクル、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	➢ 防災基本計画の修正 ➢ 記述の適正化
55	第10節　情報通信網の整備 第１～第２　（略） 第３　市町村における災害通信網の整備 １～３　（略） ４　地域住民等に対する通信手段の整備 （１）　（略） （２）　情報伝達手段の確保 （略） なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。	第10節　情報通信網の整備 第１～第２　（略） 第３　市町村における災害通信網の整備 １～３　（略） ４　地域住民等に対する通信手段の整備 （１）　（略） （２）　情報伝達手段の確保 （略） なお、市町村防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）に関しては、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努める。	➢ 防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
57	第11節　職員の配備体制 地震編　第２章の「第17節　職員の配備体制」を準用する。 この場合において、同節第２　１（３）中「県内で震度６弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」と、２中「震度４（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度５弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。）」とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、県内に大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき」と、「震度５強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に特別警戒本部を」と、第３中「震度４以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度６弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警報が発表されたとき」と読み替える。	第11節　職員の配備体制 地震編　第２章の「第17節　職員の配備体制」を準用する。 この場合において、同節第２　１（３）中「県内で震度６弱以上（実測値）を観測する地震が発生したとき、県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」とあるのは「県内に特別警報（地震動特別警報を除く。）が発表されたとき」と、２中「震度４（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度５弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。）」とあるのは「県内の活火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき、県内で台風による被害の発生が予想されるとき、レベル３大雨警報、レベル３氾濫警報、レベル３土砂災害警報又はレベル３高潮警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき」と、「震度５強（実測値）を観測する地震が発生したときに特別警戒本部を自動的に」とあるのは「風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合に特別警戒本部を」と、第３中「震度４以上を観測する地震」とあるのは「災害」と、「管内で震度６弱以上を観測する地震が発生したとき」とあるのは「管内に特別警報が発表されたとき」と読み替える。	➢　防災基本計画の修正
58	第16節　避難対策 第１　（略） 第２　避難誘導体制 市町村は避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域やタイミングを設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 （略）	第16節　避難対策 第１　（略） 第２　避難誘導体制 市町村は避難情報について、河川管理者、水防管理者及び仙台管区気象台の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令区域やタイミング、具体的な発令基準及び伝達手段を設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 （略）	➢　防災基本計画の修正 ➢　記述の適正化

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（令和7年11月）</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>58</td><td>
第３　水害、土砂災害、高潮災害における避難情報
１　避難情報と警戒レベル
警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。
市町村が避難情報を発令する場合又は仙台管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。
（略）
<table>
<tr><th>警戒レベル</th><th>居住者が取るべき行動</th><th>行動を居住者等に促す情報</th><th>発令・発表者</th></tr>
<tr><td>警戒レベル５</td><td>命の危険　直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="3">市町村</td></tr>
<tr><td>警戒レベル４</td><td>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>警戒レベル３</td><td>危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）</td><td>高齢者等避難</td></tr>
<tr><td>警戒レベル２</td><td>自らの避難行動を確認</td><td>注意報（洪水、大雨、高潮）</td><td rowspan="2">仙台管区気象台</td></tr>
<tr><td>警戒レベル１</td><td>防災への心構えを高める。</td><td>早期注意情報（警報級の可能性）
※大雨、高潮に関するもの</td></tr>
</table>
</td><td>
第３　水害、土砂災害、高潮災害における避難情報
１　避難情報等と警戒レベル
警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。
「行動を居住者等に促す情報」とは、市町村が発令する避難情報及び仙台管区気象台等が発表するレベル２大雨注意報などの防災気象情報を指す。
市町村又は仙台管区気象台等が「行動を居住者等に促す情報」を発令・発表する場合には、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような情報提供に努める。
（略）
<table>
<tr><th>警戒レベル</th><th>居住者が取るべき行動</th><th>行動を居住者等に促す情報</th><th>発令・発表元</th></tr>
<tr><td>警戒レベル５</td><td>命の危険　直ちに安全確保！</td><td>緊急安全確保</td><td rowspan="3">市町村</td></tr>
<tr><td>警戒レベル４</td><td>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）</td><td>避難指示</td></tr>
<tr><td>警戒レベル３</td><td>危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）</td><td>高齢者等避難</td></tr>
<tr><td>警戒レベル２</td><td>自らの避難行動を確認</td><td>レベル２注意報（大雨、土砂災害、氾濫、高潮）</td><td rowspan="2">仙台管区気象台</td></tr>
<tr><td>警戒レベル１</td><td>防災への心構えを高める</td><td>早期注意情報（警報級の可能性）
※大雨、土砂災害、高潮に関するもの</td></tr>
</table>
</td><td>
➢　「新たな防災気象情報」の運用開始に伴う修正
➢　記載の整理
</td></tr>
</table>

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
59	2　避難情報の発令対象区域の設置 （1）　水害 市町村は、洪水予想河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 (略)	2　避難情報の発令対象区域の設置 （1）　水害 市町村は、洪水予想河川と水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル４氾濫危険警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、避難情報の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。 (略)	➢　防災基本計画の修正
60	（2）　土砂災害 市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。	（2）　土砂災害 市町村は、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル　で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。	➢　記述の適正化
60	（3）　高潮災害 市町村は、避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。 高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市町村は、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。 (略)	（3）　高潮災害 市町村は、避難情報の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、　高潮浸水想定区域のうち、レベル４高潮危険警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。 高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、レベル４高潮危険警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。そのため市町村は、レベル４高潮危険警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について　、あらかじめ把握しておくことが望ましい。 (略)	➢　防災基本計画の修正 ➢　水位周知海岸未指定のため修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
61	第４　指定緊急避難場所の確保 １　市町村対応 （１）～（５）　（略） （６）　指定緊急避難場所の指定基準等 指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象（火砕流や溶岩流、噴石等を想定）とする。 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。	第４　指定緊急避難場所の確保 １　市町村対応 （１）～（５）　（略） （６）　指定緊急避難場所の指定基準等と留意点 風水害等を対象とする指定緊急避難場所の指定にあたっては、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則に示される指定基準に従うほか、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考にしながら、次の条件に留意する。	➢　現行制度と整合を取るため記載の整理。
62	ア　管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。 イ　立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。 ウ　構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上 有効なスペースなどがあること。 また、上記基準のほか、次の条件に留意する。 エ　要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。 オ　二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。 カ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 キ　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保する。 ク　危険物施設等が近くにない。 ケ　夜間照明及び情報機器等を備えていること。 コ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 サ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。 シ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。	（削除） （削除） （削除） ア　要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定するよう配慮する。 （削除） イ　臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であることが望ましい。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 ウ　対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保するよう配慮する。 エ　危険物施設等が近くにないよう配慮する。 （削除） （削除） （削除） （削除）	➢　防災基本計画と整合を取るため追記 ➢　号ずれ ➢　留意事項であることから体裁の修正 ➢　第４の１（１）に記載がある事項は重複しているため削除 ➢　現行のケ～スは（７）に移動

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
62	（新設）	（７）　指定緊急避難場所の機能等の整備 指定緊急避難場所の機能や環境整備にあたっては、以下の条件に留意する。 ア　夜間照明及び情報機器等の整備に努めるものとする。 イ　建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。 ウ　指定緊急避難場所及びその近辺で、２日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。	➢　記載の整理のため項目を新設。 ➢　項目新設に伴う各号の細分の移動
62	（新設）	エ　指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策として、指定緊急避難場所においてテントや飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正 ➢
62	（新設）	オ　民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。	➢　各号の細分の移動
	（新設）	カ　被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。	➢　各号の細分の移動
62	（新設） （新設）	キ　発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。 ク　指定緊急避難場所の整備にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。	➢　防災基本計画の修正
62	（新設）	ケ　積雪寒冷地においては、屋内空間を備えた避難場所の確保が望ましい。	➢　項目新設に伴う追記
62	２　県の対応 県は、市町村で指定する指定緊急避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか＿＿＿＿＿＿、道路交通の利便性にも留意する。	２　県の対応 県は、市町村で指定する指定緊急避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。 この場合、上記１（６）の指定基準等のほか、（７）の機能等、道路交通の利便性にも留意する。	➢　項目新設に伴う追記

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
65	第22節　災害種別毎予防対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）東北本部	第22節　災害種別毎予防対策 〈主な実施機関〉 （略）、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
67	第１　（略） 第２　徒歩避難の原則の周知 １・２　（略） ３　事前警戒措置 （１）　（略） （２）　たき火等の制限 ア　（略） イ　市町村長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認められるときは、その市町村の区域内のある者に対し火の使用を制限する。 ４・５　（略）	第１　（略） 第２　徒歩避難の原則の周知 １・２　（略） ３　事前警戒措置 （１）　（略） （２）　たき火等の制限 ア　（略） イ　市町村長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による林野火災警報若しくは火災予防条例の規定による林野火災注意報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認められるときは、その市町村の区域内のある者に対し火の使用を制限する。 ４・５　（略）	➢　消防法の運用の改正による修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
68	6　防御資機材の備蓄、整備促進 県、市町村等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防御活動に必要な資機材を備蓄しておく。 県、市町村等関係機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。 7・8　（略） 第3～5　（略）	6　防御資機材の備蓄、整備促進 県、市町村等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防御活動に必要な資機材を備蓄しておく。 国及び地方公共団体は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。また、地方公共団体は、大型ヘリ等の活動基盤の確保に努めるものとする。 県、市町村等関係機関は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。 7・8　（略） 第3～5　（略）	➢　防災基本計画の修正
71	第6　鉄道災害予防対策 1　（略） 2　東日本旅客鉄道（株）東北本部 （1）～（6）　（略） 3～6　（略）	第6　鉄道災害予防対策 1　（略） 2　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 （1）～（6）　（略） 3～6　（略）	➢　名称変更
74	第7　道路災害予防対策 1・2　（略） 3　道路施設等の整備 （略） （1）　道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。	第7　道路災害予防対策 1・2　（略） 3　道路施設等の整備 （略） （1）　道路 道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するほか、道路のアンダーパス部等や市街地の道路地下構造物における冠水等を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。	➢　防災基本計画の修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	第３章　災害応急対策	**第３章　災害応急対策**	
76	第１節　防災気象情報の伝達 第１　（略） 第２　防災気象情報 仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報＿＿＿＿・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災機関等に伝達するとともに、これら機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。 また、仙台管区気象台等は、 避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し＿＿＿＿

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（令和7年11月）</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>76</td><td>

1　防災気象情報及びその活用

<table>
<tr><th colspan="2">警報等の名称等</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td rowspan="8">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr>
<tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
危険な場所から避難する必要があるとされる警</td></tr>
</table>

</td><td>

1　防災気象情報及びその活用

（１）　特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

<table>
<tr><th colspan="2">警報等の名称</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">レベル５
特別警報
（警戒
レベル５に
相当）</td><td>レベル５
大雨特別警報</td><td>大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル５
土砂災害特別警報
※４</td><td>大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル５
氾濫特別警報※３</td><td>河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル５
高潮特別警報</td><td>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">レベル４
危険警報
（警戒レベル４に相当）</td><td>レベル４
大雨危険警報</td><td>大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル４
土砂災害危険警報
※４</td><td>大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル４
氾濫危険警報※３</td><td>河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル４
高潮危険警報</td><td>高潮による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">レベル３警報
（警戒レベル３に相当）</td><td>レベル３
大雨警報</td><td>大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがある場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル３
土砂災害警報※４</td><td>大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル３
氾濫警報※３</td><td>河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。</td></tr>
<tr><td>レベル３
高潮警報</td><td>高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。</td></tr>
</table>

</td><td>

➢　「新たな防災気象情報」の運用開始に伴う表の差し替え
※制度変更のため下線は引かない。

</td></tr>
</table>

頁	現行（令和7年11月）			修正後			備考
			戒レベル４に相当。	レベル２注意報（警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。	
		「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。			レベル２ 土砂災害注意報 ※４	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。	
	警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		レベル２ 氾濫注意報※３	河川※2氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。	
		洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		レベル２ 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。	
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	※１　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。 ※２　洪水予報河川 ※３　洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル２氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル３氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル４氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル５氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。 ※４　土砂崩れ注意報はレベル２土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル３土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル４土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル５土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。		
		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	（２）　特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）			
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	警報等の名称		概　　要	
		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあ	特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
					暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
					暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な	

頁	現行（令和7年11月）			修正後			備考
			と予想されたときに発表される。			災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。	
		高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。		波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。	
	注意報	大雨注意報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがある場合に発表。	警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		洪水注意報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがある場合に発表。		暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		レベル３ 氾濫警報※３	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。	
		レベル３ 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。		波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。	
		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
		高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
					雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」	

頁	現行（令和7年11月）		修正後		備考
		が必要とされる警戒レベル２である。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。		による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。	
	着雪（氷）注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。	
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。	
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想			

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考

現行

		されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
土砂キキクル（大雨警報）（土砂災害）の危険分布		大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）		短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確

修正後

（3） キキクル等

種類	概　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。

頁	現行（令和7年11月）		修正後		備考
		認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。		・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1㎞ごとに5段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の危険度分布（水害リスクライン）についても表示しており、中小河川とあわせて危険度を確認することができる。 （色に相当する避難情報の警戒レベル） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。	
			大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。	
			流域雨量指数の予想値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	

頁	現行（令和7年11月）		修正後		備考
	流域雨量指数の予測値	河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	早期注意情報 （警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部など）で（＊）、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	
	早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨、高潮に関して、［高］又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	宮城県気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「宮城県気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。 宮城県気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「宮城県気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「宮城県気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。 また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象解説情報が発表される場合がある。	
	宮城県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場			

頁	現行（令和7年11月）		修正後		備考
		所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。		レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「宮城県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。	気象防災速報 （線状降水帯発生）	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「宮城県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。	
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。	気象防災速報 （線状降水帯直前予想）	線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「宮城県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。	
			気象防災速報 （短時間大雪）	強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「宮城県気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。	
			気象防災速報 （竜巻注意/竜巻目撃）	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情	

頁	現行（令和7年11月）		修正後		備考
		なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。		報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」「宮城県西部」で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位「宮城県東部」、「宮城県西部」で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。			

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
80	（注１）　特別警報・気象警報・注意情報基準は資料編に定める。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。 （注２）　大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時 間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 （注３）　土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として、浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。 （注４）　水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は資料編に定める。	（注１）　レベル５特別警報・レベル４危険警報・レベル３警報・レベル２注意報基準は資料編に定める。なお、地震など不測の事態により気象災害に係わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった状態が長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について対象地域を必要な範囲に限定して暫定基準を設定し、通常より低い基準で運用する。暫定基準による運用を開始する際は、その旨を宮城 県、市町村及び関係機関へ周知するとともに仙台管区気象台ホームページへ掲載する。 （注２）　大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、重大な災害の起こるおそれが大きい危険な状態にあるときは「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 （注３）　土砂崩れ注意報は、その注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ危険警報はその危険警報を気象危険警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、、大雨警報はその警報事項を気象危険警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。 土砂崩れ特別警報は、「レベル５土砂災害特別警報」として、大雨警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「レベル５大雨特別警報」として発表される。 （注４）　水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。（水防活動用）警報・注意報の一覧は資料編に定める。	➢　「新たな防災気象情報」の運用開始に伴う修正

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（令和7年11月）</th><th>修正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>81</td><td>
2　（略）
また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予想した場合には、河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）を発表する（国管理河川のみ）。
（略）
<table>
<tr><th>種類</th><th>標題</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。
危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
高齢者等避難発令判断の参考とする。
高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
</table>
</td><td>
2　（略）
また、レベル５大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予想した場合には、河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）を発表する（国管理河川のみ）。
（略）
<table>
<tr><th>種類</th><th>表題</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（削除）</td><td>レベル５
氾濫特別警報
/氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>レベル４
氾濫危険警報</td><td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。
危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。</td></tr>
<tr><td>レベル３
氾濫警報</td><td>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、レベル４氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。
高齢者等避難発令判断の参考とする。
高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
</table>
</td><td>➢　「新たな防災気象情報」の運用開始に伴う修正</td></tr>
</table>

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
	洪水注意情報 / 氾濫注意情報 / 氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ３～５　（略）	（削除） / レベル２ 氾濫注意報 / 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団出動の参考とする。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ３～５　（略）	
83	第３　（略） 第４　土砂災害警戒情報 県は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第１項の規定による避難のための立退きの指示の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を仙台管区気象台と共同で発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。	第３（略） 第４　レベル４土砂災害危険警報 県は、、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が災害対策基本法第60条第１項の規定による避難のための立退きの指示の判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、レベル４土砂災害危険警報を仙台管区気象台と共同で発表する。 県は、レベル４土砂災害危険警報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。	➢ 防災基本計画の修正 ➢ 記述の適正化
89	第６節　警戒活動 第１・第２　（略） 第３　水防活動 １～４　（略） ５　水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。 ６　（略）	第６節　警戒活動 第１・第２　（略） 第３　水防活動 １～４　（略） ５　水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水キキクル や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。 ６　（略）	➢ 記述の適正化

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
90	第４　土砂災害警戒活動 １　（略） ２　市町村長は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報　が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報　に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。 ３　避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報　が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報　の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。	第４　土砂災害警戒活動 １　（略） ２　市町村長は、県及び仙台管区気象台からレベル４土砂災害危険警報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、市町村地域防災計画に基づきレベル４土砂災害危険警報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル　等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、住民に対し、避難情報の発令等の必要な措置を講じる。 ３　避難情報の発令に当たっては、レベル４土砂災害危険警報が発表された場合は直ちに避難指示を発令する事を基本とし、土砂キキクル　において、「危険（紫）」（実況又は予想でレベル４土砂災害危険警報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。	➢　防災基本計画の修正 ➢　記述の適正化
98	第14節　避難活動 第１　（略） 第２　高齢者等避難 １・２（略） ３　高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風　情報で発表される、台風　の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。	第14節　避難活動 第１　（略） 第２　高齢者等避難 １・２（略） ３　高潮災害 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風、低気圧の気象情報で発表される、台風、低気圧の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。	➢　記述の適正化
100	第３～第５　（略） 第６　指定緊急避難場所の開放及び周知 市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。	第３～第５　（略） 第６　指定緊急避難場所の開放及び周知 地震編　第３章　第12節の「第６　指定緊急避難場所の開放及び周知」を準用。	➢　同じ内容のため修正

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
100	第６　避難所の開設及び運用 地震編　第３章　第12節の「第５　避難所の開設及び運営」を準用する。 第７　避難情報の発令等による広域避難 地震編　第３章　第12節の「第６　避難情報等の発令等による広域避難」を準用する。 第８　避難長期化への対処 地震編　第３章　第12節の「第７　避難長期化への対処」を準用する。 第９　帰宅困難者対策 地震編　第３章　第12節の「第８　帰宅困難者対策」を準用する。 (略) 第10　孤立集落の安否確認対策 地震編　第３章　第12節の「第９　孤立集落の安否確認対策」を準用する。 第11　広域避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第10　広域避難者への支援」を準用する。 (略) 第12　在宅避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第11　在宅避難者への支援」を準用する。	第７　避難所の開設及び運用 地震編　第３章　第12節の「第５　避難所の開設及び運営」を準用する。 第８　避難情報の発令等による広域避難 地震編　第３章　第12節の「第７　避難情報の発令等による広域避難」を準用する。 第９　避難長期化への対処 地震編　第３章　第12節の「第８　避難長期化への対処」を準用する。 第10　帰宅困難者対策 地震編　第３章　第12節の「第９　帰宅困難者対策」を準用する。 (略) 第11　孤立集落の安否確認対策 地震編　第３章　第12節の「第10　孤立集落の安否確認対策」を準用する。 第12　広域避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第11　広域避難者への支援」を準用する。 (略) 第13　在宅避難者への支援 地震編　第３章　第12節の「第12　在宅避難者への支援」を準用する。	➢　項目ずれ
103	第26節　公共土木施設等の応急対策 〈主な実施機関〉 (略)、東日本旅客鉄道（株）東北本部	第26節　公共土木施設等の応急対策 〈主な実施機関〉 (略)、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
105	第１～第11　(略) 第12　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）東北本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　仙台支社対策本部 （ア）　本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	第１～第11　(略) 第12　鉄道施設 １　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 （１）　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台事業本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 ア　エリア対策本部 （ア）　本部長は仙台事業本部長とし、エリア対策本部の業務を統括する。 （イ）　副本部長は事業本部副本部長、各部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 （ウ）　班長は関係するユニット長、マネージャー等とする。 イ　現地対策本部 （ア）　現地対策本部長は、事業本部長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
118	第33節　災害種別毎応急対策 〈主な実施機関〉 (略)、東日本旅客鉄道（株）東北本部	第33節　災害種別毎応急対策 〈主な実施機関〉 (略)、東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部	➢　名称変更
119	第１　(略) 第２　林野火災応急対策 １・２　(略) ３　林野火災の防御 （１）～（２）　(略) （３）　相互応援協定及び広域消防応援による要請 (略) 被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	第１　(略) 第２　林野火災応急対策 １・２　(略) ３　林野火災の防御 （１）～（２）　(略) （３）　相互応援協定及び広域消防応援による要請 (略) 被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、応援要請に先立ち大型ヘリ等の活動基盤を選定するほか、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。また、ヘリコプターの散水能力に応じ応援部隊の活動区域や役割の分担の調整を行うものとする。	➢　防災基本計画の修正
129	第６　鉄道災害応急対策 １　(略) ２　東日本旅客鉄道（株）東北本部 （１）　事故発生時における応急対策 ア　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 （ア）　仙台支社対策本部 ①　本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。 ②　副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 ③　班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。 （イ）　現地対策本部 現地対策本部長は、地区駅長、又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。 イ・ウ　(略)	第６　鉄道災害応急対策 １　(略) ２　東日本旅客鉄道（株）仙台事業本部 （１）　事故発生時における応急対策 ア　災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台事業本部内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。 （ア）エリア対策本部 ①　本部長は仙台事業本部長とし、エリア対策本部の業務を統括する。 ②　副本部長は事業本部副本部長、各部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。 ③　班長は関係するユニット長、マネージャー等とする。 （イ）　現地対策本部 現地対策本部長は、事業本部長が指定する者とし、現地対策本部の業務を統括する。 イ・ウ　(略)	➢　名称変更

頁	現行（令和7年11月）	修正後	備考
129	エ　旅客及び公衆等の避難 （ア）　（略） （イ）　駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。	エ　旅客及び公衆等の避難 （ア）　（略） （イ）　駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。	➢　国からの意見